

# 総務文教常任委員会

平成24年11月7日

葛城市議会

# 総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年11月7日(水) 午前10時13分 開会  
午前10時20分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎  
副委員長 辻村 美智子  
委員 中川 佳三  
" 春木 孝祐  
" 阿古 和彦

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥  
副市長 杉岡 富美雄  
教育長 大西 正親  
企画部長 田中 茂博  
総務部長 河合 良則  
生活安全課長 菊江 博友  
" 補佐 門口 昌義  
教育部長 中嶋 正英

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺田 馨  
書記 西川 育子  
書記 西川 雅大

7. 付議事件

議第47号 葛城市暴力団排除条例の一部を改正することについて

開 会 午前10時13分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は5名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

先ほど、本会議の中で本委員会に付託をされた議案について、慎重にご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

発言される場合は挙手をいただいて指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言されますようお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードへのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入りたいと思います。議第47号、葛城市暴力団排除条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

河合総務部長。

**河合総務部長** おはようございます。それでは、ただいま上程をされております議第47号、葛城市暴力団排除条例の一部を改正することについて、説明を申し上げます。

新旧対照表をお手元に配付いたしておりますので、それをご参照いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成24年8月1日に公布されまして、平成24年10月30日から施行されたことに伴いまして、当該法の規定を引用いたしております葛城市暴力団排除条例の一部を改正するものでございます。

この法の改正の背景につきましては、暴力団の対立抗争におきまして暴力団事務所にとどまらず、暴力団員の自宅周辺、路上、住宅街といったさまざまな場所で暴力行為が依然として発生をいたしてございまして、市民生活に重大な脅威となっていること。また、暴力団が事業者に対しまして物品の購入や寄附金の不当要求などが依然として行われている実態でございます。この暴力的要求行為等に対しましての規制の強化が図られ、法改正が行われたところでございます。

今回の条例改正につきましては、この法律の一部改正によりまして、当該条例に引用いたしております規定に条ずれが生じたことにより改正を行うものでございまして、法第32条の次に法第32条の2の規定、これが追加されたことによりまして、当該条例第2条の定義の第6号中の関係団体に引用規定いたしてございました法第32条の2第1項を法第32条の3第1項に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、公布の日からとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないですか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第47号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって議第47号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

付議事件の案件はこれで終了でございますので、これをもって総務文教常任委員会を閉会いたします。

ただ今回、この後また紳士協定によりましての役員改選ということで、この総務文教常任委員会の皆さん方と委員長を持たせていただきまして、この間、前委員長さんの辞任に伴いまして、委員長を仰せつかりまして、委員の皆様方には大変ご協力をいただきながら進めさせていただいたこと、この場をおかりいたしまして心から御礼を申し上げたい、このように思います。

この間、調査事項等、この委員会におきましても今後、皆さん方のますますのご審議をいただくということになりますので、新たな委員長さんの方にしっかりと引き継いでまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

閉 会 午前10時20分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

朝 岡 佐 一 郎